|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　請　書仲裁合意書  　工事名  　工事場所  　　　　　　年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。  管轄審査会名　　山形県建設工事紛争審査会  年　　月　　日  発注者　所在地  氏　名　　朝日町長　　　　　　　　　　印  受注者　住所又は所在地  氏名又は名称  及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　印 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 年　　　　　月　　　　　日　　から  　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　まで |
| 請負金額 |  |
| 上記の工事の請負契約について、次の条項を承諾の上お請けします。  年　　　　月　　　　日  朝日町長　　　　　　　　　殿  請負者　　住所又は所在地  　　　　　氏名又は名称及び代表者 | |

|  |
| --- |
| 仲裁合意書について  １．この請書に定めるものの他、別冊の図面及び仕様書に従い契約を履行する。  ２．この契約締結後７日以内に工程表を作成し、発注者に提出すること。  ３．この契約により生ずる権利又は義務を、発注者の承諾がなく第三者に譲渡し、又は承継  　　させないこと。  ４．工事は、発注者の定めた監督職員の指示があったときは、これに従い施工すること。  ５．発注者が必要があると認めたときは、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部  　　の施工を一時中止されても異議がなく、これらにより工期又は請負代金額を変更する必  　　要があるときは、発注者と協議して書面により定める。  ６．工事が完成したときは、直ちに発注者に書面により通知してその検査を受け、検査に合  　　格したときは、遅滞なく書面を添えて工事目的物を引き渡すこと。  ７．検査の時期は、発注者が前項の通知を受けた日から１４日以内の日とし、支払の時期は  　　検査合格後発注者が適法な支払請求書を受理した日から４０日以内の日とすること。  ８．発注者は引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の  　　補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行  　　の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。  ９．自己の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないときは、請負代  　　金額につき、遅延日数に応じ、年２．６％の割合で計算した額を損害金として指定期間  　　内に支払うこと。発注者の責に帰すべき理由により、前項の規定による請負代金の支払  　　いが遅れた場合においては、未受領金額につき、同様の方法で計算した額を遅延利息と  　　して発注者に請求することができること。  10．次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたとき  　　は、請負代金額の1/10に相当する額を違約金として指定期間内に支払うこと。  (1)　自己の責に帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成す  　　る見込みがないと明らかに認められるとき。  (2)　正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。  (3)　前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達すること  　　ができないと認められるとき。  11．損害金及び違約金は、発注者の支払うべき請負代金と相殺されても異議がないこと。  12．この契約に関して紛争が生じた場合は、建設業法による山形県建設工事紛争審査会の斡  　　旋又は調停によりその解決を図ること。  13．この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。 |